

第三期瀬戸市子ども・子育て支援事業計画 進行管理

- ※ 第2次瀬戸市子ども総合計画と一体のものとして作成し、第5章を構成するもの
- ※ 黄色に着色した欄の数値を実績値とするもの

第5章 第三期子ども・子育て支援事業計画

1 計画の趣旨

本章の「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

国が示す基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、「市町村こども計画」と一体のものとして作成することができるとされているため、「市町村こども計画」である本計画の一部を構成するものとして、位置づけるものです。

2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、市町村が、物理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

国が示す基本指針では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされており、本市においては、教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域とします。

ただし、子どもや保護者の居住地に近い範囲での利用を考慮し、放課後児童健全育成事業においては中学校区とします。

3 人口の見込み

量の見込みを算出するにあたり、令和2年から令和6年までの4月1日付けの人口を基に、コホート変化率法により推計しました。

年齢	令和7年		令和8年		令和9年		令和10年		令和11年	
0歳	680	624	666	584	655		645		633	
1歳	747	735	734	657	718		707		696	
2歳	769	746	785	740	771		755		744	
3歳	843	837	789	776	804		790		774	
4歳	914	903	860	858	804		820		806	
5歳	952	945	927	907	872		815		831	
0～5歳	4,905	4,790	4,761	4,522	4,624		4,532		4,484	
6歳	1,006	984	971	954	945		890		831	
7歳	1,014	1,020	1,009	987	974		949		894	
8歳	1,032	1,029	1,021	1,026	1,016		981		956	
9歳	1,010	1,010	1,037	1,033	1,026		1,021		986	
10歳	1,149	1,157	1,013	1,016	1,040		1,029		1,024	
11歳	1,063	1,071	1,151	1,161	1,014		1,041		1,030	
6～11歳	6,274	6,271	6,202	6,177	6,015		5,911		5,721	
12歳	1,134	1,136	1,066	1,065	1,154		1,017		1,044	
13歳	1,171	1,177	1,135	1,146	1,067		1,155		1,018	
14歳	1,172	1,173	1,174	1,178	1,138		1,070		1,158	
15歳	1,142	1,137	1,170	1,176	1,172		1,135		1,068	
16歳	1,183	1,181	1,138	1,138	1,165		1,168		1,131	
17歳	1,269	1,275	1,179	1,182	1,134		1,161		1,164	
12～17歳	7,071	7,079	6,862	6,885	6,830		6,706		6,583	
計	18,250	18,140	17,825	17,584	17,469		17,149		16,788	

見込み比較 ▲110 ▲241
前年度比較 ▲406 ▲556

4 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育について、認定区分ごとに「量の見込み」や「確保方針」を策定し、計画的な整備を進めていきます。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	施設
1号認定	3歳以上	なし	・ 認定こども園（教育のみ又は教育+預かり保育） ・ 幼稚園（教育のみ又は教育+預かり保育）
2号認定		あり （保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）	・ 認定こども園 ・ 保育園
3号認定	3歳未満		・ 認定こども園 ・ 保育園 ・ 地域型保育事業

・ 量の見込み

(人)

年齢区分	認定区分	施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	3号認定	認定こども園、保育園、地域型保育事業	174	171	168	165	162
			50				
1歳			334	328	321	316	311
			257				
2歳			390	398	391	383	378
			371				
0～2歳		計	898	897	880	864	851
			678				
3歳～	1号認定	認定こども園、幼稚園（※）	1,339	1,280	1,238	1,214	1,208
			1,299				
	2号認定	認定こども園、保育園	1,401	1,333	1,283	1,255	1,247
			1,275				
	計		2,740	2,613	2,521	2,469	2,455
			2,574				
計			3,638	3,510	3,401	3,333	3,306
			3,252				

※ 年齢区分「3歳～」、認定区分「1号認定」、施設「認定こども園、幼稚園」の各年度の人数には、本市への広域利用（尾張旭市→瀬戸市）の子ども 260 人を含み、本市からの広域利用（瀬戸市→尾張旭市）の子ども 50 人を除きます。

・ 確保方針

(人)

年齢 区分	認定 区分	施設		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
0歳	3号 認定	認定こども園		0	0	8	14	14
				0				
		保育園		90	90	82	82	82
				90				
地域型保育事業		14	14	14	14	14		
		14						
1歳		認定こども園		0	0	22	37	37
				0				
		保育園		274	274	252	252	252
				274				
地域型保育事業		18	18	18	18	18		
		18						
2歳	認定こども園		0	0	24	41	41	
			0					
	保育園		377	377	352	352	352	
			377					
地域型保育事業		25	25	25	25	25		
		25						
0～2歳	上記以外		49	49	49	49	49	
			47					
	計		847	847	846	884	884	
845								
3歳～	1号 認定	認定こども園	教育のみ	0	0	1	1	1
				0				
			教育+預かり保育	0	0	24	234	234
				0				
		幼稚園	教育のみ	0	0	0	0	0
				0				
			教育+預かり保育	1,522	1,522	1,522	1,207	1,207
				1,522				
		計		1,522	1,522	1,547	1,442	1,442
				1,522				
	2号 認定	認定こども園		0	0	91	151	151
				0				
		保育園		1,539	1,539	1,484	1,484	1,484
				1,539				
		上記以外		2	2	2	2	2
				2				
	計		1,541	1,541	1,577	1,637	1,637	
			1,541					
計				3,063	3,063	3,124	3,079	3,079
				3,063				
計				3,910	3,910	3,970	3,963	3,963
				3,908				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、各年代の推計児童数から、アンケートを基にニーズ量を算出しています。
- ・ 確保方針は、市内の幼稚園・保育園の受け入れ人数等を基に算出しています。
- ・ 量の見込と確保方針の差（不足分）について、量の見込に対し利用定員の総数は上回っているため、保育士確保のための方策に力を入れることにより、提供体制は確保できる見込みです。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」や「確保方針」を策定し、計画的な整備を進めていきます。

① 時間外保育事業

・ 概要

保護者の方の就労状況に合わせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	405	415	366	354

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	515	500	486	476	471
	308				

・ 確保方針

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	515	500	486	476	471
	515				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、過去の実績を基に、必要と思われる人数を算出しています。
- ・ 確保方針は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

② 放課後児童健全育成事業

・ 概要

小学校に就学している児童であって、保護者が就労・疾病等により昼間家庭にいない児童又は家庭の事情等によりその健全育成に配慮を必要とする児童に、適切な遊びの場及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	797	846	867	921

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）※全学年	976	982	976	962	939
	903				
水無瀬	142	140	139	134	132
南山	227	230	225	231	226
幡山	242	248	257	252	251
品野	54	56	53	52	50
光陵	62	58	55	51	49
水野	107	104	97	92	86
にじの丘	142	146	150	150	145
利用者数（人）※1-3年生	684	692	693	672	647
水無瀬	96	98	99	97	93
南山	156	163	162	170	163
幡山	178	180	186	171	170
品野	36	38	37	36	34
光陵	47	41	39	34	35
水野	63	63	60	57	51
にじの丘	108	109	110	107	101
利用者数（人）※4-6年生	292	290	283	290	292
水無瀬	46	42	40	37	39
南山	71	67	63	61	63
幡山	64	68	71	81	81
品野	18	18	16	16	16
光陵	15	17	16	17	14
水野	44	41	37	35	35
にじの丘	34	37	40	43	44

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）※全学年	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
	1,017				
水無瀬	135	135	135	135	135
南山	253	253	253	253	253
幡山	252	252	252	252	252
品野	51	51	51	51	51
光陵	55	55	55	55	55
水野	132	132	132	132	132
にじの丘	139	139	139	139	139

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、次の手順により算出しています。
 - ① 学年進行一覧表を用いて、令和6年度の各小学校区の小学生数を算出
 - ② 市全体の人口変化率から、令和7年度から令和11年度までの小学生数を算出
 - ③ 女性の就業率と令和6年度放課後児童クラブ利用率を考慮して、小学校区ごとの利用者数を算出
 - ④ 中学校区ごとの利用者数を算出
- ・ 確保方策は、各小学校区にある放課後児童クラブの定員数を合算し、小学校区ごとの定員数を算出したのちに、中学校区ごとの定員数を算出しています。
- ・ 近年、少子化により子どもの人数は減少していますが、女性就業率が上昇していることにより、利用ニーズ（量の見込み）はしばらく増加する見込みであるため、確保が不足する中学校区においては、児童クラブの新設・施設の整備による定員の拡充等により確保していきます。

③ 子育て短期支援事業

・ 概要

保護者の病気、育児疲れ等により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、夜間や宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人日）	4	0	0	0
施設数（か所）	1	0	0	0

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	57	57	60	65	70
	3				
施設数（か所）	4	4	4	4	4
	1				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	57	57	60	65	70
	3				
施設数（か所）	4	4	4	4	4
	4				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 令和6年度の児童福祉法改正により、子育て短期支援事業が拡充され、利用者の対象拡大や利用日数の柔軟化が図られたことを踏まえ、利用者は過去5年間の実績より増加が見込まれます。
- ・ 量の見込みは、瀬戸市要保護児童対策地域協議会にて管理されている「支援を必要とすることが見込まれる児童（以下、「対象児童」という）数」を用い、以下のとおり算出しています。

「平均対象児童数（人）」×「平均利用日数（日）」

また、対象児童が増加傾向にあることを踏まえ、漸増を見込んでいます。
- ・ 確保方策としては、量の見込みが増加傾向にあることから、委託施設等の連携先の開拓を行い、量の見込みを確保していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

・ 概要

地域において、子どもと保護者の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。
少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化の中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応します。

・ 実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交通児童遊園	延べ利用者数(人)	7,726	10,382	12,289	17,149
せとっ子ファミリー交流館	延べ利用者数(人)	6,550	9,189	13,182	19,722
プレイルーム	延べ利用者数(人)	2,537	3,865	6,440	11,285

・ 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
交通児童遊園	延べ利用者数(人)	17,149	17,149	17,149	17,149	17,149
		16,187				
せとっ子ファミリー交流館	延べ利用者数(人)	22,420	22,420	22,420	22,420	22,420
		22,544				
プレイルーム	延べ利用者数(人)	17,122	17,122	17,122	17,122	17,122
		17,259				

・ 確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
交通児童遊園	延べ利用者数(人)	17,149	17,149	17,149	17,149	17,149
		16,187				
せとっ子ファミリー交流館	延べ利用者数(人)	22,420	22,420	22,420	22,420	22,420
		22,544				
プレイルーム	延べ利用者数(人)	17,122	17,122	17,122	17,122	17,122
		17,259				

・ 算出方法や確保の内容等

- 量の見込みは、次の手順により算出しています。
 - 令和4年度までは、コロナ禍の影響により利用者数が少ないため、令和5年度と令和6年度の上半期の延べ利用者数を比較し、比率を算出
 - 令和5年度の実績に①で算出した比率を乗じ、令和6年度の見込みを算出
 - 令和5年度の実績と令和6年度の見込みを比較し、多い方を令和7年度以降の見込みとして設定
- 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

⑤ 一時預かり事業

【幼稚園型】

・ 概要

幼稚園で行う一時預かりは「預かり保育」と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等の長期休暇に子どもを預かる事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園型(人)	18,549	18,163	18,687	18,275
1号認定による利用(人)	14,228	14,110	14,473	13,470
2号認定による利用(人)	4,321	4,053	4,214	4,805

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型(人)	16,567	16,011	15,486	15,148	15,043
	16,367				
1号認定による利用(人)	12,655	12,230	11,829	11,571	11,491
	11,489				
2号認定による利用(人)	3,912	3,781	3,657	3,577	3,552
	4,878				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型(人)	16,567	16,011	15,486	15,148	15,043
	16,367				
1号認定による利用(人)	12,655	12,230	11,829	11,571	11,491
	11,489				
2号認定による利用(人)	3,912	3,781	3,657	3,577	3,552
	4,878				

・ 算出方法や確保の内容等

- 幼稚園型の量の見込みは、過去の実績を基に、平均値で算出しています。
- 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

【幼稚園型以外】

・ 概要

保育所の一時預かりは「一時保育」と呼ばれ、保護者の冠婚葬祭、引っ越しなどで家庭での保育が困難な時やリフレッシュなどで利用できる事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園型以外（人）	569	686	1,045	1,138

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型以外（人）	1,039	1,180	1,215	1,208	1,157
	1,080				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型以外（人）	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	2,100				

・ 算出方法や確保の内容等

- 幼稚園型以外の量の見込みは、過去の実績と当時の年齢別人口の割合の平均値を各年度の「推計児童数」に乗じて算出しています。
- 幼稚園型以外の量の確保方策は、実施園の1日当たりの定員数から算出しています。

⑥ 病児保育事業

・ 概要

病気又は病気の回復期であることから、集団保育が困難であり、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難である児童について、一時的に保育を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人）	21	146	137	196

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人）	208	214	220	227	234
	223				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人）	208	214	220	227	234
	223				

・ 算出方法や確保の内容等

- 量の見込みは、次の手順により算出しています。
 - 令和5年度と令和6年度の上半期の延べ利用者数を比較し、比率を算出
 - 令和5年度の実績に①で算出した比率を乗じ、令和6年度の見込みを算出し、令和11年度まで同じ手順を繰り返し、見込みを算出
- 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

・ 概要

子ども（乳幼児や小学生等）の預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動（有償）を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数（件）	613	588	767	1,020

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動件数（件）	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	849				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動件数（件）	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	849				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、次の手順により算出しています。
 - ① 令和4年度までは、コロナ禍の影響により活動件数が少ないため、令和5年度と令和6年度の上半期の活動件数を比較し、比率を算出
 - ② 令和5年度の実績に①で算出した比率を乗じ、令和6年度の見込みを算出
 - ③ 令和5年度の実績と令和6年度の見込みを比較し、多い方を令和7年度以降の見込みとして設定
- ・ 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

⑧ 利用者支援事業

・ 概要

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働等により、必要な支援を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業（か所）	2	3	3	3

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型（か所）	2	2	2	2	2
	2				
特定型（か所）	0	0	0	0	0
	0				
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1
	1				

地域子育て相談機関（か所）	0	0	1	2	3
	0				
基本型を活用したもの（か所）	0	0	1	2	3
	0				
基本型を活用していないもの（か所）	0	0	0	0	0
	0				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型（か所）	2	2	2	2	2
	2				
特定型（か所）	0	0	0	0	0
	0				
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1
	1				

地域子育て相談機関（か所）	0	0	1	2	3
	0				
基本型を活用したもの（か所）	0	0	1	2	3
	0				
基本型を活用していないもの（か所）	0	0	0	0	0
	0				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 地域子育て相談機関の量の見込み及び確保方策は、既存の機関の整備及び体制の見直し等により、段階的に増やすことを想定し、算出しています。
- ・ こども家庭センター型の量の見込み及び確保方策は、令和7年度に「こども若者家庭センター」を設置することを踏まえ、算出しています。

⑨ 妊婦健康診査事業

・ 概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（14 回分）を配布し助成を行っています。

・ 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	8,878	8,749	8,728	8,278

・ 量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数（人）	7,973	7,809	7,680	7,563	7,422
	7,448				

・ 確保方策

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数（人）	7,973	7,809	7,680	7,563	7,422
	7,448				

・ 算出方法や確保の内容等

・ 量の見込みは、0 歳児推計人口に妊婦一人当たりの平均受診回数（R1～R5）を乗じて算出しています。

・ 確保方策は、現在の提供体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

・ 母子健康手帳を交付したすべての妊婦に妊婦健康診査受診票を配布し、適切な時期に受診できるよう丁寧な説明を行い、量の見込みを確保していきます。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

・ 概要

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、看護師・保健師・民生委員児童委員又は主任児童委員が訪問し、体重の計測や育児相談、保健指導等を行う事業です。

・ 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	671	676	662	647

・ 量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数（人）	680	666	655	645	633
	573				

・ 確保方策

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数（人）	680	666	655	645	633
	573				

・ 算出方法や確保の内容等

・ 量の見込みは、生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭が対象となるため、0 歳児推計人口を量の見込みとして算出しています。

・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

・ 生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し、適切な支援につなげていけるよう支援体制の充実を図り、量の見込みを確保していきます。

⑪ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

● 養育支援訪問事業

・ 概要

乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談、各種健康診査、養護相談等を通じ、養育支援が必要であると判断した家庭などに対して、保健師・看護師・保育士等が訪問し、養育に関する専門的な指導や助言、その他必要な支援を行う事業です。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	693	701	706	714

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	743	743	743	743	743
	871				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	743	743	743	743	743
	871				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、過去5年間の平均変化率（R1～R5）を現状値（R5実績）に乗じて算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 支援対象者が増加傾向にあることから、関係機関等との連携を図り、量の見込みを確保していきます。

● 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

・ 概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、相互の連携強化を図る取組を実施する事業です。

瀬戸市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図りながら、虐待予防啓発を行い、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応と切れ目のない支援ができる環境づくりを進めています。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

・ 概要

保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設保護者に対する日用品、文具等に要する費用を助成する事業です。

また、幼児教育の無償化に伴い、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の助成も対象となりました。

・ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	74	89	93	93

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	103	109	116	125	136
	146				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	103	109	116	125	136
	146				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、過去の実績を基に伸び率を勘案して算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

・ 概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市において、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を行う施設等について、その施設等を利用する保護者の経済的負担を軽減するためその利用料の一部を補助しています。

◆ 児童福祉法改正による新事業

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設された事業について、「量の見込み」や「確保方針」を策定し、計画的な整備を進めていきます。

① 子育て世帯訪問支援事業

・ 概要

家事、子育て等に対して不安又は負担を抱える乳児の保護者、妊産婦等の居宅を、訪問支援員が訪問し、保護者等が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、保護者等の育児環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	319	311	305	300	293
	267				

・ 確保方針

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	319	311	305	300	293
	267				

・ 算出方法や確保の内容等

・ 量の見込みは、「推計児童数（人）」に「対象世帯数（世帯）/全児童数（人）」と「平均利用日数（日）」を乗じて算出しています。

・ 確保方針は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。

・ 多胎家庭の利用増加を踏まえ、事業所委託を整備し、量の見込みを確保していきます。

・ 関係機関と連携しヤングケアラーの把握に努めるとともに、支援のあり方については、必要性も含めて引き続き検討してまいります。

② 児童育成支援拠点事業

・ 概要

子ども一人一人の個性を大切に、子どもが安心して、居心地よく過ごす「こどもまんなか」の居場所として、学校とは異なる生活や学習等の環境を整え、子どもが安心して主体的に過ごし、将来の自立につながる力を身に付けるための場所とすることを目的とする事業です。

「瀬戸市子どもの居場所（せと“ここ”ほっとルーム）」を設置し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子どもや家庭の状況により関係機関へのつなぎを行う等、不登校等支援を必要とする子どもを包括的に支援します。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	158	155	152	150	146
	159				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	158	155	152	150	146
	159				

・ 算出方法や確保の内容等

・ 量の見込みは、要保護世帯、虐待相談を受けた子ども、児童相談所から市へ引き継がれたケースをはじめ、小中学校（スクールソーシャルワーカーや教員）と連携し得られた情報を参考に、予防を含め、支援を必要とすることが見込まれる者を対象児童数とし、以下のとおり算出しています。

【推計児童数（人）】× $\frac{\text{【対象児童数（人）】}}{\text{【6歳以上の児童数（人）】}}$

・ 確保方策は、児童育成支援拠点8か所を開設し確保しています。

・ 今後、児童数が減少することから、対象児童数は減少する見込みですが、引き続き、対象児童の情報確保に努め、支援が必要な子どもに支援をつなげていきます。

③ 親子関係形成支援事業

・ 概要

乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、養護相談等を通じ、親子関係形成支援が必要であると判断した家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた児童とのかかわり方等の知識や方法を身に付けるため、保護者に対して、講義、グループワーク等を内容としたペアレント・トレーニング等を保護者に対して実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	-	-	-	-	-
	7				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	-	-	-	-	-
	7				

・ 算出方法や確保の内容等

・ 既存の事業の中で、保護者に対する個別又は集団での支援を実施している。今後本事業として実施していく必要があるのかを検討していきます。

◆ 子ども・子育て支援法改正による新事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設された事業について、「量の見込み」や「確保方針」を策定し、計画的な整備を進めていきます。

① 妊婦等包括相談支援事業

・ 概要

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面談（回）	1,803	1,740	1,680	1,620	1,563
	1,753				

・ 確保方針

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面談（回）	1,803	1,740	1,680	1,620	1,563
	1,753				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、妊娠届出数等から対象者数を算定したうえで、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を乗じて算出しています。
- ・ 確保方針は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 妊娠届出時、妊娠8か月時アンケート、乳児家庭全戸訪問時の状況把握に努め、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進し、量の見込みを確保していきます。

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

・ 概要

就労の有無や理由を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、未就園児を預けられる通園支援事業です。

・ 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	定員数（人/月）	-	3	3	3	3
		-				
1歳児	定員数（人/月）	-	5	5	4	4
		-				
2歳児	定員数（人/月）	-	5	5	5	5
		-				

・ 確保方針

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	定員数（人/月）	-	3	3	3	3
		-				
1歳児	定員数（人/月）	-	5	5	5	5
		-				
2歳児	定員数（人/月）	-	5	5	5	5
		-				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、「必要受入れ時間数（対象年齢の未就園児数（人）×月一定時間（時間）」を「定員1人1か月当たりの受入れ可能時間数（時間/人）」で除して算出しています。
- ・ 月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定し、定員1人1か月当たりの受入れ可能時間数は、176時間（8時間×22日）としています。
- ・ 確保方針（必要定員数）は、量の見込みで算出した「必要定員数」をカバー出来るよう定員を設定する予定です。

③ 産後ケア事業

・ 概要

出産後、心身の不調、育児不安等により、育児支援を必要とする母子を対象として、産科医療機関・助産所での宿泊や通所、もしくは助産師による家庭訪問にて、心身のケアや相談支援を行い、安心して子育てができるようにサポートする事業です。

・ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	159	154	148	143	138
	256				

・ 確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数（人日）	159	154	148	143	138
	256				

・ 算出方法や確保の内容等

- ・ 量の見込みは、「推計産婦数（人）」に「利用見込み産婦数（人）/全産婦数（人）」と「平均利用日数（日）」を乗じて算出しています。
- ・ 確保方策は、現在の支援体制で量の見込みを確保できるものとして算出しています。
- ・ 対象者に対する利用者の割合は増加しており、必要な方が利用できるように、対象者の把握及び委託施設等の整備を行い、量の見込みを確保していきます。

子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

① 現状の分析（個々の子どもの発達にきめ細かな対応をするため）

第二期瀬戸市子ども・子育て支援事業計画期間中、令和4年度こそ待機児童は0名でしたが、本計画の最終年度である令和6年度の本市の年度当初の待機児童は7名であり、平成31年度当初の61名をピークに徐々に人数は減りつつも依然として待機児童が発生している状況です。待機児童の内訳としては、すべて0～2歳の低年齢児で、育休復帰の1歳児がそのほとんどを占めます。これは、少子化によって子どもが年々減っているものの、共働き世帯の増加が続き、特に0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まっているためと分析できます。

また、令和6年度当初における市全体での保育所の利用定員数（0～2歳児）は798人と、申込児童数（0～2歳児）716人を上回っており、数字の上では利用定員に空きが生じている様に見えますが、保育士が足りないことにより定員まで受け入れができない状況が続いています。市内に定員に見合った施設が不足しているわけではなく、公立園や私立園において、保育士を十分に確保できれば、受け入れる園児を増やすことができます。

こうしたことから、待機児童が発生した原因は、低年齢児の申込み希望に対応するための保育士が確保できないことにあると考えております。

一方で、3歳以上については、1号認定・2号認定とも利用希望者数に対して、施設面・人材面とも提供体制が確保されている状況と捉えています。

② 今後5年間の量の見込みについて

0～2歳（3号認定）の低年齢児の量の見込みについては、人口全体の減少傾向に比べて緩やかであるものの、今後も引き続きニーズが継続する見込みとなっています。

一方で、3歳以上（1号認定・2号認定）の量の見込みについては、どちらも減少傾向であり、特に1号認定の減少幅が大きくなる見込みです。

③ 今後5年間の提供体制の確保方策について

提供体制については、第二期計画の期間中に保育所や小規模保育所等の施設の整備を進めたこともあり、第三期計画の各年度において、量の見込みに対し、利用定員の総数が上回っているため、施設面での提供体制は確保できる見込みです。

一方で、全国的に保育士不足が課題となっている中、本市においても低年齢児の保育ニーズの高まりに対応できる保育士を確保することが年々難しい状況になっているため、いくつかの保育人材確保に関する事業を実施しています。

また、公私立園の使用済み紙おむつの回収委託や公立園事務の保育課請負、私立園の保育補助者への補助、保育業務支援システム導入等のICT化の推進に取り組むことにより保育現場で働く職員の負担軽減も進めています。

令和6年度は、国が「保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）」を施行して以来76年ぶりとなる保育士配置基準の改定があったものの、保育士の確保が進まず、現時点での対応の目途は立っておりません。

なお、1歳児については、「子ども5人につき保育士1人」という国基準を上回る独自の配置基準を設定しており、さらに保育士の負担軽減と保育の充実を図っています。

第三期計画の期間においても第二期計画において実施した事業の継続や新たな保育人材確保に関する事業を検討するとともに、保育現場で働く職員の負担軽減の取組をしていきます。また、幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、発達支援を含めた切れ目のない支援を継続していきます。さらに、保育士・幼稚園教諭等の合同研修の実施を通じ、両者が交流することで互いの知識や技術を深め、一人一人が専門性を高めることで質の高い幼児教育や保育の提供につなげていきます。

本市では認定こども園は整備されておきませんが、認定こども園のニーズも少なからずあることから、幼稚園や保育園が持つ資源を活用した認定こども園への移行を支援し、0～2歳児の受入れ確保に力を入れていきます。

④ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度からの新たな事業として、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

乳児等通園支援事業は、0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とする事業であり、乳児等通園支援事業を利用した子どもが、満3歳以降に教育・保育施設を利用することとなる場合が想定されるため、教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・継続に努めます。

7

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導等の法に基づく事務の執行などにおいて、市町村は都道府県に協力を要請することができます。これを受け、本市は、地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導や立入調査等について愛知県と情報共有や連携を図り、子育てのための施設等利用給付を円滑に実施します。

8

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育・保育等を、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく提供できるよう、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備するとともに、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援するなど、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めます。